

てということなんだと思うけど、感心されているのか、馬鹿にされているのか……。でもよく考えたら、無言宣伝をやっている僕も、障害を受ける前の活動の続きみたいなもんですよね。障害を受ける前の自分は、栄光の自分なんですね。

以前車いすで走っていると、「あなた、車いすの運転うまいですね」って、女性に呼び止められました。その方のご主人は、障害を負った自分の状態を恥ずかしがって、家から外へ出られないんだそうです。中途障害者が閉じこもりつきりになる率は高いんじゃないかな。障害を受ける前の元気な自分は、なんでもできるように思えて、障害をもつてている自分のできなさ加減に苦しみます。

僕も、自分にはないと思つても、やっぱりそういう面があります。僕は言語障害になつたから、そうなる前の自分は上手に演説していたと思つているらしい。だれかが街頭演説をしているのを聞くと、みんな下手だと思つてしまふ。自分が街頭演説してたときもそんなに上手じゃなかつただろうのにね。そんなときに、僕も障害をもつ前の自分を懐かしんでるなあと感じます。中途障害者つて多かれ少なかれ自分の今と昔を比べるんだよね。

——それ、わかるような気がする。僕も障害のない理想の自分みたいのが心の中にあるけど、それと他人を比較して評価しているときつてあります。失われたものと、もともと備わつていないうものはちがうけど。

ちょっと不しつけな質問になりますが、当事者になつてからの人生観、障害者観は変わりまし

たか？ それから、「障害は迷惑か」ということが僕の問題意識にあるのですが、たしか井上さんも、「迷惑をかけたくない」というようなことを発言されてましたよね。そのあたりは、どう考えてるんかなあって。

■の□5□は一人風呂記念□♪

僕の障害を受けた年月も関係するんですが、僕は60歳のときに脳梗塞になつて、障害とともに生きることになるんですね。僕は老齢年金の受給者の年代で障害を受けた。もしも40代に障害者になつたら、また人生觀が変わつたし障害者觀も変わつたと思うんですね。

「迷惑」ですが、僕が迷惑つて言葉を使つたとしたら、社会的な問題ではなくて、つれあいと僕の関係でのことだと思います。たとえばお風呂。僕はつれあいのからだを借りたり、ヘルパーさんやナースのからだを借りたりして、お風呂に入つていて、そんな生活が7～8年続いていました。そのときに、これは迷惑をかけているなと思つたんですね。

つれあいと僕の結婚生活について言うと、僕は一緒に暮らしあはじめて10ヶ月で障害者になつた。まさかつれあいは、自分が愛している（愛しているかどうかは知らんけど）夫が、お風呂に入るときに、自分がからだを貸さないと入れないということは想像もし難かつたと思うんだよね。そういうことの申し訳なさというか、迷惑というか、さつきの懐かしむつていうことともからむと思うんだけど、いや、情けないのかな。情けないつていう

のが正解かもわからんな。

これはなんとかしなあかんと思つて、9月5日のつれあいの誕生日にサプライズで「今日バースデープレゼントがあるで」って言つて、一人でお風呂に入りました。つれあいもほんまかな？と思つて見ていたと思う。そのときの達成感はすごかつたですよ。とはいへ、非障害者のつれあいと障害をもつてゐる僕とでは、いろんな場面でつれあいの力を借りないとなんともならない。

毎週の無言宣伝のことでも、僕は右手が不随意運動をするから不自由でしょ。スローガンを決めるのは僕で、書くのも一通り僕がやるんですけど、「戦争法廃止」って書くんですよ。細かいところは、できない。無言宣伝は月曜日の朝にするから、日曜日にスローガンを決めて書く。でもつれあいは、日曜日に遅く帰つてくるときもありますよね。今週だったら、つれあいは日曜日に埼玉に行くんです。つれあいが用事で埼玉へ行くのは当たり前のことだけど、僕からすると、「いやー、埼玉行くのはいいけども、次の月曜日のスローガンはだれが：」って思つわけ。で、彼女からすると迷惑かもなつて思うわけです。だつて、彼女に頼まれて無言宣伝やつてゐるわけじゃないから。おもしろいって言つて、彼女はやつていますけどね。余計なことを頼んでいると思うと、共同作業にはならない。それでそういう日は、土曜日にやつてしまふかなとか、金曜日だとまだ頭の中が切り替わっていないから早すぎるかなとか考へるわけです。お風呂もそうだし、無言宣伝もそんなんだけど、障害をもつてゐることで、迷惑と足引つ張りになりたくないという意識は強いです。

すね。

——お風呂でいうと、迷惑かけたくないという気持ちもあるだろうけど、池添さんを喜ばせたいつて気持ちが強いんよね。でも「社会の迷惑」ということになると話はちがうよね。

井上さんは、障害者自立支援法が施行になるとき、「誠司くん、自立支援法違憲訴訟⁵をしよう」と言われました。僕はなれなかつたけれど、井上さんは原告になつて、歴史的な和解勝利を勝ち取られました。自立支援法ができる、応益負担になつて福祉が壊されました。一度は廃案になつたのにまた国会に出され、この法律ができる経過についても僕は腹が立ちます。でも同時に、国会の歴史の中で、障害者のことがメインテーマになつたということについては、積極的な意味もあると思つています。これまでの法律は、障害者が知らないところで審議されていたけれど、自立支援法のときやその後の裁判では、障害者が当事者として積極的に関わつていて。司法の場にも車いすの姿があつたり盲導犬や手話通訳が入つたりしたのも20世紀にはなかつた。そういうところでは、大きな意味があつたと思うのですが。

⁵ 「利用者負担は障害者福祉の本質に反するものであり、憲法違反である」。2008年10月31日、全国8地裁に一斉に提訴された。